

令和5年度上半期・青森県広報紙「県民だよりあおもり」  
及び青森県庁ホームページ広告募集要項

1 広告媒体等

広告媒体、広告スペース等については、令和5年度上半期・青森県広報紙「県民だよりあおもり」及び青森県庁ホームページ広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 広告掲載の時期

（1）青森県広報紙「県民だよりあおもり」

令和5年6月1日号・8月1日号・10月1日号

（2）青森県庁ホームページ

令和5年4月1日～令和5年9月30日

3 募集対象

広告代理業者 1社

4 応募資格

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。

（2）物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」）に「広告・宣伝」の営業種目により掲載されている者であること。

（3）見積書の提出期限の日から広告掲載事業者の決定の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

5 応募手続

（1）募集要項等の配布期間（公募期間に合わせる。）及び配布場所

配布期間 令和5年2月14日（火）から3月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

配布場所 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1  
青森県庁舎東棟3階 広報広聴課

なお、募集要項等は、県のホームページからも入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/koukoku/bosyu.html>

（2）見積書の提出期間（公募期間に合わせる。）及び提出先等

提出期間 令和5年2月14日（火）から3月3日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

提出場所 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1  
青森県庁舎東棟3階 広報広聴課

提出書類 見積書（様式別紙）

提出方法 持参又は郵送

郵送の場合、書留郵便とし、表書に「広告見積書在中」と朱書の上、  
の提出先あて郵送のこと。令和5年3月3日（金）必着

### （3）応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 応募資格のない者が応募したとき

イ 2以上の応募をしたとき

ウ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の  
行為によって行われたと認められる応募をしたとき

エ 見積書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい応募又は  
金額を訂正した応募をしたとき

オ その他応募に関する条件に違反したとき

## 6 広告掲載事業者の決定

### （1）決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な応募をした者を広告掲載事業者とする。  
なお、決定となるべき同価の応募をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより  
決定する。決定となるべき同価の応募をした者のうちくじ引きに参加できない者が  
あるときは、その者に代えて当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとす  
る。

### （2）結果の通知

応募者に対して、文書で通知する。

### （3）契約の締結

広告掲載事業者の決定後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

### （4）契約保証金

青森県財務規則第159条の規定による。

## 7 その他

（1）応募者は、この募集要項、仕様書、青森県広告掲載要綱、青森県広告掲載基準、令  
和5年度上半期・青森県広報紙「県民だよりあおもり」及び青森県庁ホームページ  
広告掲載事業実施要領、契約書案を熟読の上で応募すること。

（2）応募に要する費用は、応募者の負担とする。

## 8 問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1

青森県企画政策部広報広聴課

電話 017-734-9137

F A X 017-734-8031

メールアドレス koho@pref.aomori.lg.jp

(別紙)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名

印

見 積 書

¥ \_\_\_\_\_

(うち本体価格 ¥ \_\_\_\_\_、消費税及び地方消費税相当額 ¥ \_\_\_\_\_)

件名 青森県広報紙「県民だよりあおもり」(令和5年6月1日号・8月1日号・10月1日号)及び青森県庁ホームページ(令和5年4月1日~令和5年9月30日)への広告掲載

金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。なお、その場合は、総額とともに本体価格(消費税及び地方消費税相当額を含まない価格)と消費税及び地方消費税相当額を必ず併記すること。